

職員宿舎の損傷又は汚損の確認・申出書

【ご注意】

入居後、直ちに室内を見回して、損傷又は汚損がないかご確認のうえ、入居後 10 日以内に、管理人に本確認・申出書を提出してください（これは後日退去される際のトラブルを防止するため必要とする書類ですので、写しを手控えとして保管されることをお勧めします。）。

なお、損傷等の修繕については、内容によっては入居者の方に自費で修繕をしていただく場合もありますので、ご承知おきください（詳しくは管理人にお尋ねください。）。

1. あなたのお名前： _____
2. 連絡先電話番号（ _____ ） 自宅不在時（ _____ ）
3. 宿舎名・棟番号・室番号： _____
4. 入居年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
5. 損傷又は汚損の申出箇所 ※該当のない場合はその旨記入してください。

損傷又は汚損箇所	損傷又は汚損の状況	管理人判定欄

管理人措置欄	熊本大学への本書（写）提出日：令和 年 月 日
--------	-------------------------